

令和4年度 第2回
広島市国民健康保険事業の運営に関する協議会
議 事 録

広島市健康福祉局保健部保険年金課

1 日時

令和5年2月9日（木）午後3時～午後4時30分

2 場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室

3 出席委員

山田委員、川平委員、楚輪委員、深田委員、河村委員、瓜生委員、森川委員、
河野委員、吉澤委員、大畠委員、高橋委員 熊谷委員、石飛委員
以上13名

4 欠席委員

長尾委員 以上1名

5 事務局

健康福祉局保健医療担当局長、保健部医務監(事)保健指導担当課長、
保険年金課長、健康推進課長、課長補佐(事)管理係長、
課長補佐(事)保険係長、課長補佐(事)保健指導係長、主査、主査、主事、
栄養士 以上11名

○齋藤課長

時間となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

会議の前に2点ほどお断りがございます。

本日、市議会各会派への来年度予算に関する説明が行われており、当課の関係は本協議会と重なることのないよう調整を図っておりましたが、急遽、時間が早まる可能性が生じたことから、本協議会の審議の途中で、宮城医務監及び私、保険年金課長の齋藤につきましては、会議を中座させていただく場合がございます。また、その際には、説明員も途中で交代させていただくことになります。誠に申し訳ございませんが、予め御了承いただきますようお願いいたします。

次に、本協議会では、定例的に行っております各年度の予算・決算の説明に加え、毎回、健康保持・増進に係る取組の中からテーマを設定し、これについて委員の皆様から自由に御意見をいただくという形で実施しているところですが、本日は、来年度の国民健康保険料の改定について、少し詳しく御説明させていただく必要がありますことから、時間の都合上、テーマ設定による意見交換は行わない形とさせていただくこととしました。予めお伝えしておくことができず申し訳ありませんでした。次回からは、また通常の形での実施を予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上2点、お断りさせていただきます。

続きまして、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、

- ・ 会議次第
- ・ 配席表
- ・ 資料1 協議会委員名簿
- ・ 資料2 令和5年度広島市国民健康保険事業概要（案）
- ・ 資料2-2 令和5年度国民健康保険料の改定について
- ・ 参考資料 広島市国民健康保険事業の運営に関する協議会関係法令

となります。

また、本日の会議資料ではありませんが、お手元の黄色の冊子「令和4年度国民健康保険事業概要」につきましては、令和3年度の本市の国保事業の実績を取りまとめたものであり、毎年度作成し、委員の皆様にも参考としてお配りしているものです。資料につきましては、以上となりますが不足等はございませんでしょうか。事務局からは以上です。

それでは、高橋委員長、議事進行のほど、よろしく願いいたします。

○高橋会長

ただ今から、「令和4年度 第2回 広島市国民健康保険事業の運営に関する協議会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の協議会には、委員定数14名中、13名の委員が出席されており、定足数を満たしております。

本日の議事は、「令和5年度広島市国民健康保険事業概要（案）について」です。事務局の説明の後、質疑応答を行います。

なお、本日の協議会は、16時00分には、終了したいと思いますので、御協力をお願いします。事務局の説明も簡潔にお願いします。

○斎藤課長

それでは、資料2「令和5年度広島市国民健康保険事業概要（案）」を、お手元に御用意ください。

1ページをお開きください。

「1 国における制度改正」についてです。

まず、「(1)低所得者の国民健康保険料軽減措置の拡充について」です。

低所得世帯については、国保の保険料のうち「被保険者均等割」と「世帯別平等割」を所得の水準に応じて7割・5割・2割軽減する制度がありますが、このうち、5割軽減と2割軽減については、世帯の人数が多いほど所得基準が緩和される仕組みとなっており、年々拡大されてきています。来年度も、表のアンダーラインを引いているところですが、5割軽減については、28万5千円のところが29万円に、2割軽減については、52万円のところが53万5千円に、人数に応じた所得基準がそれぞれ拡大されます。

次に、「(2)国民健康保険料の賦課限度額の見直しについて」です。

国保の保険料は、医療給付に要する費用に充てる「基礎賦課額」、後期高齢者医療制度をその他の医療保険が支援するための「後期高齢者支援金等賦課額」、介護保険第2号被保険者の介護保険料に当たる「介護納付金賦課額」の3つの賦課区分で構成されています。そして、それぞれの区分ごとに、「所得割」、「被保険者均等割」、「世帯別平等割」の保険料を計算し、保険料を賦課することになりますが、表にありますように、それぞれ賦課額には上限が設定されています。

この賦課限度額は、被用者保険とのバランスを考慮し段階的に引き上げられているところで、令和5年度は、後期高齢者支援金等賦課額が2万円引き上げられ、22万円になり、賦課限度額の合計は102万円から104万円となります。

次に、「(3)出産育児一時金の引上げについて」です。

子育て世帯を応援するための国の施策の一環として、令和5年4月から出産育児一時金を大幅に増額する方針が示されたことを受け、出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げます。

2ページをお開きください。「2 被保険者数・被保険者世帯数」です。

「被保険者数」、「被保険者世帯数」ともに、後期高齢者医療制度への移行が進んでいることなどにより、前年度から減少する見込みです。

また、参考にありますように、年齢構成では、40歳以上が約8割を占め、所得構成では、年収100万円以下の世帯が半数以上という状況にあります。

3ページを御覧ください。

「3 保険給付」についてです。

「(1)療養の給付」ですが、被保険者数の減少に伴い医療費総額が減少する一方で、医療費が高い高年齢層の被保険者の割合が増加していることなどから、1人当たり医療費は増加する見込みとなっています。

「(2)療養費、高額療養費等の支給」についてです。

被保険者数の減少を受けて、療養費は減少傾向にありますが、出産育児一時金は先ほどの支給額の引き上げに伴い、増加の見込みとなっています。

4ページをお開きください。

こちらは、医療費についての(参考)となりますが、

まず、「①診療種別」では、令和3年度は、入院、食事療養以外の区分で対前年度プラスとなっています。これは、令和2年度の新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動によるものと考えられます。

なお、「訪問看護」については、高齢化の進展と国が進める「在宅医療の充実」の流れなどを受けて、大きく増加する傾向となっています。

次に、「②年齢階層別」では、年齢区分が高くなるほど、1人当たり医療費が増加しています。

次に、「③疾患別」では、日本人の三大疾病のうちの2つ、がんや白血病などの「新生物」が最も多く17.5%、次に、急性心筋梗塞、脳卒中などの「循環器系の疾患」が13.2%で2位を占めています。

5ページを御覧ください。

「4 国民健康保険料」についてです。

(1)の「医療分」、(2)の「支援分」、(3)の「介護分」の3つの賦課区分ごとの令和

5年度の「収納率」、「1人当たり平均保険料」、「賦課限度額」を掲載しています。

まず、収納率は、実績が上がってきていることを踏まえ、いずれの賦課区分も94.4%に設定しています。

次に、「1人当たり平均保険料」は、「医療分」については7.5%の増、「支援分」については11.3%の増、「介護分」については0.7%の増と、いずれも増加する見込みとなっており、詳細については後ほど改めて御説明いたします。

最後に、「賦課限度額」は、先ほど説明しましたとおり、「支援分」について2万円引き上げとなっています。

6ページをお開きください。

参考として令和3年度までの収納率の実績を掲載していますが、説明は省略いたします。

7ページを御覧ください。

「5 国民健康保険料の収納率向上対策」についてです。

本市の収納率は、参考にありますように着実に上がってきておりますが、他都市と比べるとまだ低いため、収納率の向上に向けて口座振替の促進などに取り組んでいます。

ここでは、収納率向上に向けた具体的な取組を掲載しています。

まず、「(1)」ですが、収納率の高い政令市は口座振替率が高い傾向にあることから、本市では、平成29年度に口座振替を原則とし、口座振替率の向上に取り組んでいます。令和4年度の口座振替加入率の見込は56.68%で、平成29年度の47.01%と比べて10ポイント近く向上しています。

次に、「(2)」、区役所などの窓口において、預金通帳や印鑑を持っていなくてもキャッシュカードにより簡単に口座振替の登録ができる「ペイジー口座振替サービス」について、令和4年度には利用可能金融機関を20行まで拡大しました。

次に、「(3)」、区役所などの窓口に来られない方でも、パソコンやスマートフォンから口座振替の登録ができる「WEB口座振替受付サービス」を、平成30年10月から市税等とともに導入しています。

8ページをお開きください。

「(4)」ですが、新たに口座振替を登録した方の中から、抽選で広島らしい多彩な景品を贈呈することにより、新規口座振替を勧奨する「口座振替登録インセンティブ事業」を、本市を含む県内23市町統一のキャンペーンとして実施してい

ます。

令和5年度は、キャンペーン期間中に新たに口座振替を登録した方のうち、抽選で1,000名に広島県産品を贈呈します。

次に、「(5)」、令和3年の10月からスマートフォンで納付書のバーコードを読み取り、簡単に保険料を支払える「スマートフォン決済アプリ」による収納を導入しています。令和4年6月には利用可能アプリの拡充を行いました。

9ページを御覧ください。

「6 保健事業」です。

まず、「(1) データヘルス計画の推進」です。

市民の健康の保持増進はもとより、医療費の適正化等により国保財政を安定的に運営していくためにも保健事業は重要な役割を担っており、現在は、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第2期データヘルス計画」に基づいて、各種保健事業を実施しています。

令和5年度は、計画の最終年度となるため、これまでの保健事業の効果検証等に基づく最終評価を実施するとともに、令和6年度から令和11年度を計画期間とする第3期データヘルス計画を策定します。

以下、計画に掲げる具体的な取組内容について、順次御説明いたします。

まず、「(2) 特定健康診査・特定保健指導の実施」についてです。

生活習慣病の発症及び重症化の予防を目的として、40歳以上の被保険者を対象に健康診査を実施し、メタボリックシンドロームの疑いがある人に保健指導を実施します。自己負担額は無料となっています。

受診率向上に向けて「ウ」に掲げる、集団健診の夜間実施や連続受診者へのクオカード贈呈などの取組を行っているところですが、次の10ページの(サ)にありますように、令和5年度は新たに、広電ラッピング電車を使用した広報により、広く受診を呼び掛け、受診率の向上を図ることとしています。

中段の「エ 実施見込み」の表のとおり、令和4年度10月時点の特定健康診査の実施率は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う健診の受診控えが回復傾向にあると考えられ、前年度の同時期の9.9%から1.2ポイント上昇して11.1%となっています。

11ページを御覧ください。

「(3)」、がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診実施しています。

次に「(4) 歯周疾患健診の実施」ですが、30歳から5歳刻みで60歳までと、70歳の市民を対象に、節目年齢歯科健診を医療機関に委託して実施しております。

また、受診率向上を図るため、対象者のうち国民健康保険の加入者に対し、歯科健診に関するアンケートを兼ねた受診勧奨通知を送付します。

次に、「(5)」、健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」に掲げている「喫煙率を低減させる」という目標を達成できていない現状を踏まえ、特定健康診査を受診した喫煙者に対して、COPD（タバコ肺）の周知及び禁煙外来の受診を促す勧奨通知を送付し、その認知度の向上などに取り組みます。

次に、「(6) 健診結果等の被保険者への分かりやすい情報提供」として、引き続き、健康手帳を配布するとともに、記載にはありませんが、マイナンバーを活用したマイナポータルにより、Web上で健診結果の提供を行います。

12ページをお開きください。

「(7) 1日人間ドック」ですが、40歳、45歳、50歳、55歳の節目の年齢など一定の基準に該当する方を対象に、健診費用の7割相当額を助成します。

次に、「(8) 糖尿病性腎症重症化予防事業」です。

糖尿病性腎症患者が重症化して人工透析へ移行することを防ぐため、リスクが高い患者に対し、専門の研修を受けた看護師等が6か月の保健指導を行っています。

13ページを御覧ください。

「(9) 生活習慣病の未治療者及び治療中断者への受診勧奨」です。

糖尿病などで継続的な受診が必要にもかかわらず、未治療の方や一定期間通院していない方を対象に、受診勧奨通知を送付します。

なお、令和5年度からは、治療中断者への対策を更に強化するため、新たに、前年度の勧奨によっても受診につながらなかった方に対して、再勧奨を実施することとしています。

次に、「(10) 脳卒中及び心筋梗塞・狭心症再発予防事業並びにCKD重症化予防事業」です。

脳卒中、心筋梗塞、狭心症、あるいは、糖尿病を基礎としない慢性腎臓病の方に対して、専門の研修を受けた看護師等が6か月の保健指導を行い、再発や重症化を予防します。

14ページをお開きください。

「(11) 予防・健康づくりの取組に関する被保険者へのインセンティブ付与」です。

来年度も、特定健康診査を始め、がん検診、節目年齢歯科健診や、ポリファーマシー対策等について、引き続き高齢者いきいき活動ポイント事業の対象として実施します。

次に、「(12)」、医療機関に重複受診、頻回受診されている方や、重複多剤服薬者に対して、本市又は委託先の保健師が家庭を訪問し、本人、家族等に保健指導を行います。

次に、「(13) ポリファーマシー対策事業」です。

前回の協議会で意見交換のテーマとさせていただきましたが、来年度も、医師会、薬剤師会と連携し、65歳以上の被保険者で、複数の医療機関から6種類以上の薬剤を処方されている重複多剤服薬者を対象に、服薬状況を記載した通知を送付し、かかりつけ医や薬局薬剤師への相談を促します。

15ページを御覧ください。

「(14) 医療費通知の送付」です。

被保険者自身がどれだけ病院を受診したのか、また、自身や保険者がどれだけ医療費を負担しているのかについての認識を深めてもらうことを目的に、年2回、2月と4月に、病院等の受診状況や医療費の額等を示した通知を送付しています。

次に、「(15) 後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の差額通知の送付」です。

40歳以上の被保険者で、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の効果が大きいと思われる方を対象に、その差額を試算した通知を年6回に分けて送付します。

エの表にありますとおり、本市では毎年度、国の目標である80%の普及率を目標に取り組んでいます。本市のジェネリック医薬品の普及率は、目標を下回っています。

16ページをお開きください。

「(16) はり・きゅう施術費の助成」です。

被保険者の健康の保持増進のため、保険適用とならないはり・きゅうの施術について、1回につき700円、1人年間35回までを対象に施術費用を助成します。

次に、「(17) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」です。

各区の地区担当保健師がコーディネーター役となり、医療専門職や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者の保健と介護予防を一体的に実施する事業として、「ア 服薬に関する相談・指導」、17ページの「イ 口腔に関する相談・指導」、「ウ 栄養に関する相談・指導」を行います。

18ページをお開きください。

続きまして、「7 柔道整復施術療養費等の内容点検」です。

柔道整復施術療養費の適正化を図るため、年に7回、被保険者に対して施術内容等の調査を行い、調査の結果、負傷箇所と施術箇所の整合性がとれないなどの場合、療養費支給申請書の返戻や療養費の返還請求を実施しています。

次に、「8 第三者求償の取組」です。

交通事故などで第三者から受けた傷病について、国民健康保険を使って治療を受けた場合に、広島市が加害者に対して保険給付相当額の求償を行っています。

それでは、19ページを御覧ください。

最後になりますが、「9 令和5年度国民健康保険事業特別会計予算」についてです。

「(1)歳入」及び「(2)歳出」の合計は、表のそれぞれ一番下の網掛け部分ですが、対前年度で約9億円増加の、1,035億3,724万1千円となっています。

歳入歳出の主な増減についてですが、まず、歳出の表の下から5段目の市が県に収める「国民健康保険事業納付金」が、1人当たり医療費の増加などにより、約10億円増加しており、これに連動して、歳入の表の1番上の段の「保険料」が同程度増加しています。

次に、歳出の上から4段目の保険給付費が、被保険者数の減少などにより、約3億円減少しており、これとの連動などにより、歳入の表の上から4段目の県支出金が約4億円減少しています。

20ページは、令和5年度当初予算の歳入歳出を円グラフで表示したものです。

令和5年度広島市国民健康保険事業の概要の説明は、以上です。

○高橋会長

ありがとうございました。

いったん、ここまでの説明について、御質問、御意見はございますか。

ご質問がないようですので、続いて「令和5年度国民健康保険料の改定について」事務局から説明をお願いします。

○齋藤課長

それでは、お手元の資料 2—2「令和 5 年度国民健康保険料の改定について」を御覧ください。

「1 令和 5 年度保険料」の表のとおり、「医療分」、「後期分」、「介護分」の 3 つの賦課区分ごとに「a」の「保険料収納必要額」、これは国保制度を運営する上で、国や県からの公費や本市一般会計繰入金などを除いて、保険料として集めなければならない総額になりますが、これを「b」の「被保険者数」で割ったものが一人当たり保険料になりますが、令和 5 年度の一人当たりの平均保険料は、太枠の「c」の欄 1 万 8, 6 9 3 円となります。

これを前年度の令和 4 年度の一人当たり保険料「d」と比較しますと、差引で 7, 7 6 7 円の増、改定率としては太枠の欄ですが、7 % 増加するという状況となりました。

今回の保険料の上昇についてですが、「2 説明」の(1)に記載のとおり、本市国保の保険料については、以前は市が独自に保険料の計算を行っていましたが、平成 3 0 年度の都道府県単位化以降は、広島県から示される標準保険料率に基づいて、保険料の設定等を行うこととなっています。

また、広島県国民健康保険運営方針において、令和 6 年度には、県内市町の保険料が標準保険料率に準統一されることになっています。「保険料の準統一」とは何かということですが、国保が県単位化された中、所得や世帯構成が同じであれば、県内のどこに住んでも同じ保険料となることが公平ということで、広島県では県内市町の保険料の統一を目指しております。

しかしながら、市町ごとの収納率に大きな開きがある段階で保険料を完全に統一すると、統一前に比べて保険料が高くなる所と低くなる所の不公平が生じるということで、まずは、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した「準統一の保険料」とすることを令和 6 年度に実現しようということになっています。

このため、本市でも令和 5 年度までの激変緩和期間中に、可能な限り保険料の上昇を抑制しながら、標準保険料率への擦り付けを図っているところです。

下の一人当たり保険料の推移の表を見ていただくと、上段が標準保険料率で県が示す保険料率、下段が本市保険料率ですが、まだ標準保険料率との差がありますが、この差を令和 6 年度に向けてゼロにしようとしている状況です。

こうした中、県から令和5年度の保険料の算定結果が示されましたが、被保険者数の減少に伴う一人当たり医療費の増加などにより、下の表の令和5年度の欄を見ていただくと、標準保険料率ベースでプラス10.71%と、約11%も上昇することになりました。

さらに、表の2段目、本市保険料率で見ると、令和5年度は対前年度で、18.21%と、約18%も上昇することになります。

本市の保険料率とベースの差が大きくなっておりましてのは、令和4年度に県が示す標準保険料率が引き上げられたものの、本市保険料については、コロナ禍にあって被保険者の負担は軽減せざるを得ないと判断して、決算剰余金を充当するなどにより、できる限り引下げを図っていたことから、大幅な上昇となっているものです。

今回、標準保険料率が10%を超えて上昇するというのは、平成30年度の都道府県単位化当時の想定を大きく超えており、また、18%も開きが生じてしまっている本市保険料を残り2か年で標準保険料率に擦り付けようとする、5年度、6年度と2年連続で大幅な保険料の引き上げを行わざるを得ない非常に厳しい状況となっています。

こうしたことから、「(2)の対応」です。

これまでにない急激な保険料の増加という状況は、県内他市町においても同様と思われるため、被保険者の負担軽減を図るため、保険料の県内準統一を、5年間は延期できるような措置を講じることについて、県内市町と協同して要請していきたいと考えています。

そして、その準統一を延期することを前提としまして、令和5年度の保険料については、決算剰余金の充当など可能な限りの財源確保等によって、一人当たり保険料を、表の矢印から飛び出している部分ですが、対前年度7%増の11万8,693円まで引き下げることとしたのが、今回の令和5年度の保険料という状況になっています。

説明につきましては以上です。

○高橋会長

ありがとうございました。

先ほどの説明について、御質問、御意見はございますか。

○瓜生委員

歯科医師会の瓜生と申します。

令和5年度保険料ですけれども、1人当たり11万8,693円、これは所得でどのくらいのところが該当するのかということ、それから保険料の中央値についてわかれば教えてください。

○斎藤課長

保険料の中央値など手元に資料がないのですが、今回の11万8,693円というのは、単純に保険料として集める額を人数で割って計算したものとなっております。

○瓜生委員

それはわかります。大体どれぐらいの所得の人がこれを払っているのかなとちょっと疑問だったもので、また次回にでも教えてください。

○斎藤課長

すみません、確認しておきます。

○高橋会長

はい、ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○斎藤課長

今回上がり幅が急激なので、驚かれるのではないかと思います。実際国保の被保険者でいらっしゃる市民委員の皆様にも、御意見いただきたいと思うのですが。

○高橋会長

この18%増になるところを7%にするということは、どこかから補填があるということでしょうか。

○斎藤課長

大きなところでは、令和3年度に生じた決算剰余金を約7～8億円充てて引

き下げしております。

○高橋会長

令和6年度以降もこういった緩和をされるのでしょうか。

○斎藤課長

そうですね。このままいけば、令和6年度も大幅な引き上げになりますので。

先ほど御説明しましたように、準統一をしてしまうとそこから市独自の引き下げというのができなくなりますので、その期間を例えば5年間延ばして、この間に広島市が独自に財源を投入して、保険料の上昇を緩やかにしていきたいというふうに考えております。

○高橋会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

他に御質問は無いようですので、「令和5年度広島市国民健康保険事業概要(案)について」御賛同を得たものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

以上で、予定された議事は終了いたしました。

これをもちまして、本日の協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。